

連合三重 2026 年「政策・制度 要求と提言」

1. 持続可能で健全な経済の発展（産業経済政策）

- (1) サプライチェーン全体での取引の適正化と強靱化・高度化をめざし、実効性ある「適正な取引と価格転嫁を促進し、地域経済の活性化に取り組む三重共同宣言」となるよう相互の連携や協力を進める。また、適正な価格転嫁を通じて中小企業・小規模企業が付加価値等の向上や継続的な賃上げの実現に向けた環境整備など、地域経済の活性化につながるよう機運の醸成を図る。
- (2) カーボンニュートラル社会の実現に向け、あらゆる分野の中小企業が対応できるよう、省エネ・再エネ機材の導入の促進、また太陽光パネルの処理場の建設など、人的、設備、開発への投資に対する支援を推進する。
- (3) 公契約のもとで働く人の適正な賃金水準・労働諸条件を確保することが、公共サービスの質の確保や地域経済の活性化など住民の利益につながるため、労働基準条項を含む「公契約条例」を制定する。
- (4) 地域経済の活性化に向けて地域全体で中小企業を支えるよう、すべての市町に「中小企業振興基本条例」を制定し、地域を構成する役割として労働者団体を明記する。
- (5) 中小企業における社会基盤やあらゆる産業において、AI・IoTなどのさらなる活用や、DXの実現の環境整備に向け、各種デジタルツールの導入に対する継続的な助成金の設置、人財の育成などを支援する。
- (6) サプライチェーンの維持強化のため、レアアースやナフサといった材料や購入販路の開拓やあつせんを支援する。

2. 雇用の安定と公正労働条件の確保（雇用・労働政策）

- (1) 男女がともに仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を図ることができるようジェンダーギャップの解消に向け、様々な団体との連携を図り一層取り組みを推進する。
- (2) 求職者のニーズに合った就職支援に向け、関係機関と連携してマッチング機会の拡充を図り、中長期的に適切な就労・定着支援を行う。また、就職・移住者情報のポータルサイト「みえの仕事探し ch.」や SNS などのデジタルメディアを活用した情報発信を行う。
- (3) 職場の安全体制の強化やリスク低減対策等の労働災害防止に向け、関係機関と連携した取り組みを推進する。また、仕事と私生活の両立や健康で働き続けられる労働時間と過労死ゼロの実現をめざし、長時間労働の解消や年次有給休暇の完全取得などの好事例を周知し、実効性ある働き方・休み方改革を推進する。
- (4) 外国人労働者や家族が安心して働き生活できる環境整備に向け、市町や関係機関と連携して仕事や日常生活、教育など母国語の相談機能を強化し、地域社会に参加・参画しやすい環境づくりを推進する。また、関係機関と連携して外国人労働者を雇用する事業主を対象に、就労環境整備の法令遵守と留意点について定期的に説明会を開催して周知を図る。

- (5) 障がい者雇用を検討している事業所に対し、準備段階から採用後の定着までの総合的な支援を強化する。また、障がい者の個性を活かし、ICT 技術やテレワークの職場環境整備や主体的にキャリア形成ができるよう、資格取得や職業訓練などの能力開発にかかわる支援を強化する。
- (6) 意欲ある高齢者が生きがい・やりがいを持って働くことができるよう、高齢者の雇用対策や環境整備を推進する。
- (7) 地域の特性を活かした雇用創出と地域再生を促進するため、関係者が連携し、若者の安定した雇用確保に向け、インターンシップなど人材育成と若者の就労を積極的に支援する。

3. 安心できる社会保障制度の確立（子育て・社会保障政策）

- (1) 国による「高校授業料無償化」が制度拡充されたが、いまだ教材費などへの公的な負担軽減措置は不十分である。特に学習用端末整備については公費負担へと移行し、保護者の負担が生じない環境を整備する。また、国による公立小学校を対象とした「給食費の抜本的負担軽減」については、中学校へと拡充する措置を講じるとともに、給食センターの運営に関しても支援する。引き続き、家庭の経済格差が教育格差につながらないように、すべての教育にかかる費用の家庭負担の軽減や無償化をすすめ、社会全体で子どもたちの学びを支えるよう推進する。
- (2) きめ細やかな教育・保育を行うため、教職員や保育士の配置増や定数改善、処遇改善、長時間労働の是正に向けた働き方改革を推進し、離職防止、人材確保につなげる。また令和 8 年 4 月から「こども誰でも通園制度」が始まることによる現場の実態を調査・把握し、必要に応じて措置を講じる。
- (3) 地域・学校・保護者などがつながるよう、社会全体で子育て世代を支える体制を構築するため、保護者の勤務時間を考慮した子どもの居場所づくりに向けて、公的な事業の充実や必要な支援を推進する。
- (4) 児童虐待の防止および子どもの権利を守るため、県や市町および児童相談所の連携強化や相談体制の充実と社会的養護施設への支援拡充を推進する。また、施設を退所したあとも、社会で孤立しないよう、経済的、精神的支援を継続する。
- (5) 地域住民のための多様な学びを提供する「コミュニティ・カレッジ」を創設し、リカレント教育やリスキリング、異世代間交流などの機会を設ける。
- (6) 市町ごとに異なる不妊治療やワクチン接種、子ども医療費等の助成制度の平準化に向けて県から国へ働きかけると同時に、県からも市町に対して補助金などの施策を講じる。

4. 社会インフラの整備促進（防災減災・交通運輸政策）

- (1) ライフラインの安心・安全を担保するため、橋、上下水道管等の社会インフラの耐震化や老朽化対策を推進する。特に上下水道管については、定期的なメンテナンス計画を策定する。
- (2) 災害用備蓄食料の入れ替え時は、資源を無駄にしないようフードバンクや子ども食堂などとの連携を強化する。
- (3) 避難所生活での環境の変化によって起こる災害関連死を防ぐため、日常の防災備蓄と避難時の心がけに対する啓発や、市町における避難所環境の整備を推進する。また、避難所運営にあたりジェンダー平等の視点、高齢者や障がい者、外国人を含めた多様な意見を反映する。

- (4) 交通渋滞緩和や地域経済の活性化、大規模災害時の緊急輸送路に向けて整備された県内のバイパスの慢性化した渋滞を解消し、バイパスとしての役割が果たせるよう渋滞緩和に向け交差点の立体化など、国に強く要請する。
- (5) 地球温暖化対策のCO2削減、ドライバー不足の観点から宅配等の再配達の削減に向け、宅配ボックス設置への補助金の新設や宅配ボックスステーション等の整備を推進する。
- (6) 県外や海外からの来県者も含め、公共交通機関利用者の利便性向上の手段として、交通キャッシュレス化の取り組みを推進する。その際、機器導入に対してだけでなく、導入後の機器更新にかかる費用に対しても支援する。
- (7) 列車や自動車と野生動物との衝突による獣害が多発し安全運行に支障が発生しているため、線路内や道路への野生動物の侵入防止対策や駆除における助成の拡大強化を図る。また、倒木や倒竹などの自然災害も多発しているため、官地の自前伐採を強化し、民地に対しては広く周知する。

5. 暮らしの安心・安全の構築（安心安全・環境政策）

- (1) 住民の生活を守るため、医療や介護などの各種行政サービスについて、地域の実態を踏まえた必要なサービスが受けられるよう支援体制の強化を図るとともに、ユニバーサルデザインの推進に向けたまちづくりをすすめる。そのためにも、医療・介護従事者の処遇改善、労働条件の向上、また事業者への支援を強化する。
- (2) 持続可能な社会の実現のため、プラスチック容器やペットボトル容器の再利用など、SDGsに向けた意識啓発や取り組みを様々な媒体を使って広く県民に周知する。
- (3) 県内にある文化施設のさらなる充実を求めるとともに、特にいわゆる「図書館の図書館」としての機能をもつ県立図書館の質の向上と機能の充実を図るため、引き続き十分な予算措置を講じる。

6. 民主主義の基盤強化と国民の権利保障（人権・教育・政治・行政政策）

- (1) 多様性を認め合う社会の推進をめざし、すべての県民の人権が尊重され、LGBTQなどの性的マイノリティへの偏見や差別をなくすよう、性的指向・性自認を含めた幅広い相談体制や、性の多様性の理解を深めるための周知・啓発に努める。また、行政や医療機関、民間等でサービスが受けられるよう「三重県パートナーシップ宣誓制度」の周知を図る。
- (2) 悪質なクレームや暴力などのカスタマーハラスメント根絶に向けて、罰則付きの条例を早期に制定する。制定後、県民に対しては事例集や啓発ポスター作成など広報活動を強化するとともに、企業に対してはセミナーなどを開催し、条例を実行性のあるものとする。またカスタマーハラスメント根絶の機運を醸成するため、県と各種団体との共同宣言の締結などについても検討する。
- (3) 社会問題化している各種特殊詐欺（振り込め詐欺など）、個人間取引による消費者同士のトラブル、災害に便乗した火災保険金の請求代行に関する悪質商法などについて、県民に対する情報提供・注意喚起を強化し被害の未然防止を図る。

- (4) 令和7年10月に制定された『三重県性暴力の根絶をめざす条例』を実効性のあるものとするべく、関係団体等と連携の上、推進計画を策定し性暴力を発生させないための教育、啓発、環境づくり、被害者に寄り添った支援の強化を推進する。
- (5) 社会人として必要な知識を身につけ意識を醸成するため、義務教育段階から主権者・消費者教育を充実させる。また、働くことに関する知識を深め活用できるよう、労働基準法や労働契約法など労働教育を推進する。
- (6) 地域や市町と連携して大学・高校等での移動投票所の設置や、県外在住者の不在者投票の簡素化など、投票率向上につながるような対策を講じる。
- (7) マイナンバーカードの個人情報管理体制を一層強化したうえで、利便性の向上に努めるとともに、未登録者への登録に向けたサポートを充実するなど、さらなる普及促進を図る。
- (8) 献血はいのちをつなぐボランティアとなるため、献血への意識を高める啓発活動を強化するとともに、献血を受けやすい場所へ献血センターを設置するなど環境整備を図る。
- (9) 観光客や県民が気軽に訪問できる、三重県の伝統文化、食文化、地場産業、地域の名産品など、三重県の魅力の発信拠点となる施設を設置する。
- (10) すべての施策に通じることだが、せっかくの県の様々な取り組みがほとんど県民に伝わっていないのが現状であるため、多様な媒体を活用し、広報活動に力を入れる。